

審 査 基 準

基準の名称	設立の認可（漁協）基準		
法 令 等 名	根 拠 条 項	許 認 可 等 ・ 处 分 の 概 要	
水産業協同組合法	0 6 3 - 1	設立の認可（漁協）	
基 準 の 内 容			
「漁協等向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）」（平成 25 年 5 月 29 日付け 25 水漁第 341 号水産庁長官通知）のとおり。			
III-2-1-1-2 審査要領（主な着眼点） 組合等の設立、定款変更及び解散に関し、法第 63 条第 1 項（設立）、第 48 条第 2 項（定款変更）及び第 68 条第 2 項（解散）に基づき認可を行う場合は、次の事項（解散の認可にあっては、形式的事項に限る。）について適正な内容となっているかどうかを確認の上、慎重に審査するものとする。			
(1) 形式的事項 ① 申請書は正規な申請書から認可権者あてに提出されているか。 ② 申請書類の内容は正確で、かつ、それを証する書類が添付されているか。 ③ 定款は法第 32 条に規定する事項がすべて網羅されているか。 ④ 決定手続は法第 48 条、第 50 条等に照らし、適法に行われているか。			
(2) 内容に関する事項 ① 目的、事業等の基本的事項（総則）は、法第 1 条、第 4 条及び第 11 条等の規定に照らし適正か。 ② 事業の執行の規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。 ③ 組合員に関する規定は、法第 18 条の規定の範囲となっているか。 ④ 経費の分担に関する規定は、組合員間の公平性が確保できるものとなっているか。 ⑤ 会計の規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。 ⑥ 役職員の規定は、組合の機能が十分に発揮され健全な運営ができるものとなっているか。 ⑦ 総会に関する規定は、法第 47 条の 2、第 47 条の 4、第 47 条の 5、第 47 条の 6 及び第 48 条等の規定に照らし、適法に行われるものとなっているか。 ⑧ 組合が行うことを予定している事業について、相応する経営的基礎を有しているか。 ⑨ 組合による事業活動の遂行において、当該活動が疎かになる可能性が高く、組合員や取引先等に不測の損害を与えるおそれはないか。			